

23220

愛知県

稲沢市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
稲沢市中小企業振興 奨励金交付要綱	R5.11	市内に事業所を有する中小企業者 の方が、新しく家屋(住居使用部分 は除く。)・償却資産を取得した場合 ・ 資格及び対象外の業種あり	制度改正を予定しており、詳しくはお問いわ せください。
稲沢市 21 世紀高度先 端産業立地補助金交 付要綱	H21.4	(1)高度先端産業立地補助金 市内に高度先端産業に係る工場 の新設又は増設を行う中小企業 者の方で、固定資産取得費用 (土地に係る部分は除く。)の合計 額が2億円以上で、かつ、常用雇 用者が5人増加する場合 愛知県 21 世紀高度先端産業立 地補助金に採択されること (2)雇用促進補助金 上記の補助金の交付を受ける中 小企業者の方で、新規常用雇用 者(市内在住)を操業後1年以上 継続して雇用していること。	固定資産取得費用の 10(みなし大企業は 8) % に相当する額 ・ 限度額 10 億円 新規常用雇用者(市内在住)1人につき 30 万 円(上限年額 1,500 万円、最大2年間交付)
稲沢市企業立地促進 条例	H23.9	(1)立地促進奨励金 ア 指定区域内(※1)において、日 本標準産業分類に掲げる大分類 に規定する製造業に係る事業所 及びそれに関連する研究開発施 設並びに流通業務の総合化及 び効率化の促進に関する法律第 2条第1号に規定する流通業務 に係る事業所のいずれかを新設 すること イ 固定資産取得費用(土地に係る 部分は除く。)が5億円以上(中 小企業者は1億円以上)であるこ と ウ 土地の取得日等から3年以内に	新設の事業所の操業日後に当該事業所に係 る固定資産税を最初に課することになった年度 から3年間における各年度の固定資産税(家屋 及び償却資産に課するものをいう。)及び都市 計画税に相当する額(各年度 1.5 億円限度)

		操業を開始すること (2)雇用促進奨励金 ア 上記の措置を受ける企業であること イ 新規常用従業員(市内在住)を操業日後1年以上継続して雇用していること ※1 都市計画法第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域 都市計画法第7条に規定する市街化調整区域のうち同法、農業振興地域の整備に関する法律その他関係法令に基づいた所管官庁の許可等を得た地域	新規常用従業員1人につき 30 万円(上限年額 1,500 万円、最大2年間交付)
稲沢市内企業再投資 促進補助金交付要綱	H24.8	工場等(注)の新增設をする中小企業者等で、次の要件のいずれにも該当するもの ア 20 年以上工場等が市内に立地し、かつ 50(中小企業者及び中堅企業者は 25)人以上常用雇用者を有し、原則として、補助金交付期間中、50(中小企業者及び中堅企業者は 25)人以上の常用雇用者数を維持すること イ 当該工場等の新增設に伴う固定資産取得費用(土地に係る部分は除く)の合計額が 25(中小企業者及び中堅企業者は 1)億円以上であること ウ 愛知県新あいち創造産業立地補助金に採択されること (注)工場(電子計算機に係るプログラムの作成を行う事業にあつては、事業場)及び研究所のうち、次に該当する分野をいう。 ・次世代自動車関連分野(自動車関連を含む。)	固定資産取得費用の 4(中小企業者は 10、中堅企業者は 5、ただしみなし大企業に該当する場合はそれぞれ 8、4)パーセントに相当する額 ・限度額 5(中小企業者は 10、中堅企業者は 5)億円

		・航空宇宙関連分野 ・環境・新エネルギー関連分野 ・健康長寿関連分野 ・情報通信関連分野 ・ロボット関連分野 ・愛知県の産業集積の推進に関する基本指針(平成30年2月15日施行)に定める集積業種の分野	
工場立地法第4条の2 第1項の規定に基づく 稲沢市の準則を定める 条例	H24.4	都市計画法に定める準工業地域、 工業地域、工業専用地域及び用途 地域の定めのない区域	・敷地面積に対する緑地面積及び環境施設面積の基準を緩和 1. 準工業地域 緑地面積率 20%以上→10%以上 環境施設面積率 25%以上→15%以上 2. 工業地域、工業専用地域及び用途地域の定めのない区域 緑地面積率 20%以上→5%以上 環境施設面積率 25%以上→10%以上 ・緑地として認められる重複緑地面積の基準を緩和 重複緑地面積の算入率 50%以下